

会員管理規程

[所管]総務部会

2013年11月29日 制定

2017年12月 8日 改正

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人電気設備学会（以下「当学会」という）定款第5条に定める会員管理に関する運営基準等を定めることを目的とする。

(入 会)

第2条 当学会に入会しようとするものは、定款3条に定める目的に賛同し、定款第7条に従い会費を添えて、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会員は、定款第3条を達成するために要する費用に充てるため、定款細則第3条に定める会費を納入する。

2. 会費は4月から翌年3月までの会費年度とし、別に定める会費納入に関する内規に基づき会員に請求する。

(会費の納入)

第4条 会費の納入並びに会費の滞納に対する催告等の手続きは、別に定める会費納入の促進に関する内規による。

(会員証)

第5条 理事会において会員資格を得た正会員には、会員証を発行する。

2. 会員証に関する事項は、別に定める会員証管理運営内規に基づき管理運営する。

(途中入会)

第6条 入会は4月入会を原則とするが、年度途中の入会も可とする。年度途中の入会の場合でも、年度会費を納入する会員には、当該年度発行の4月号から入会月までの学会誌を送付するものとする。また、入会を10月とする場合は半年会費を徴収することとする。

(臨時会費)

第7条 特別な事業遂行に要する費用の一部に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。ただし、臨時会費の額は会費の年額を超えてはならない。臨時会費の具体的徴収金額、徴収時期及び方法については、理事会の決議による。

(退 会)

第 8 条 会員がこの法人を退会しようとするときは、定款第 8 条に基づく手続きを経て、理事会の承認を得なければならない。

(再入会)

第 9 条 定款第 9 条による除名者は再入会することができない。

2. 定款第 10 条第 1 号による会員資格喪失者は、滞納分の会費を完納し理事会の承認を得て再入会することができる。

(資格変更の手続き)

第 10 条 正会員及び准会員は、会員資格に変更がある場合、資格変更手続きを速やかに行なわなければならない。

(会員原簿等の保管)

第 11 条 会員原簿等は主たる事務所に保管する。

2. 保存期間は以下の通りとする。

(1) WEB 入会を除き入会申込書原本は 2. 3. 3 文書管理規程 (保存年限) 第 10 条 (2) その他の文書で重要なもの 5 年保存とする。

(2) その他の書類は、2. 3. 3 文書管理規程による。

3. 会員原簿及び会員履歴は電磁的方法により管理する。

(名誉会員の会費免除)

第 12 条 定款細則第 18 条で定める名誉会員は、会費の納入義務を免除する。

(顧問・参与)

第 13 条 定款細則第 18 条で定める顧問・参与は、会費を納入しなければならない。

(改廃)

第 14 条 本規程について改正の必要が生じた時は、総務部会が立案、作成し、理事会の決議を経て改廃する。

附則

1. 本規程は、2013 年 11 月 29 日に制定し、同日から施行する。

2. 本規程は、第 11 条 (会員原簿等の保管) 2. (1) の条文の修正により、2017 年 12 月 8 日に改正し、同日から施行する。